

個人情報保護規則

(目的)

第1条 この規定は一般社団法人スマートプロセス学会（以下「この法人」という）の所有するあるいはこれから収集する個人情報を適正に維持管理し、保護するための規則としてこれを定める。

(定義)

第2条 この規則において「個人情報」とは、生存する会員等に関する情報であって、当該情報に含まれる「氏名」「住所」「生年月日」「電話番号」「メールアドレス」およびその他記述等により特定の会員等を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の会員等を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この規定において「会員等」とは以下の者を指す。

- (1) この法人の個人会員
- (2) 団体会員の連絡担当者等の個人
- (3) この法人事業の関係者（講師、セミナー等出席者、事業に際し個別に依頼した専門家）
- (4) この法人の役職員（派遣職員、パートタイマー勤務者等を含む）

(基本理念)

第3条 この法人は、個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という）の精神を遵守するため、以下の遵守項目に従い適法かつ安全な取り扱いを図るものとする。

(個人情報保護方針)

第4条 理事会は、個人情報の保護・管理に対する姿勢を示し役員及び職員に周知させるとともに一般に公開するために以下の各号に定める基本事項を含む個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を策定しなければならない。

- (1) 個人情報の収集、利用及び提供に関する事項
 - (2) 開示、訂正請求等に関する事項
 - (3) 個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守する事項
 - (4) 個人情報の保護、管理に係る措置の継続的改善に関する事項
- 2 会長は、前項の個人情報保護方針を役員及び職員へ周知させなければならない。
- 3 第1項の個人情報保護方針の一般への公開は、本法人のホームページ等による。
- 4 理事会は第1項の個人情報保護方針を必要に応じて見直さなければならない。

(収集)

第5条 この法人は個人情報を収集するにあたり、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を具体的に明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用の制限)

第6条 この法人は、保護法及びその他の法令（以下「法令等」という）に定める場合を除くほか、前条の目的の範囲を超えて個人情報を本法人内部で利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 出版、報道等により公にされているものを利用することが正当であると認められるとき。
- (3) この法人内部で利用することに相当の理由があると認められる場合において、本人

又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

- (4) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報を利用することが本法人の事務の執行に必要なかつ不可欠なものであり、当該利用によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(管理)

第7条 この法人は個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内でその保有する個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 この法人は個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 この法人は保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし学術的な資料として保存する必要があると認められるものについてはこの限りでない。

(利用目的の変更)

第8条 この法人は、利用目的を変更した場合は法令等に定める場合を除くほか、変更された利用目的について本人に通知し又は公表しなければならない。

(第三者提供の制限)

第9条 この法人は法令等に定める場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならない。

- 2 前項第三者に個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは当該情報の提供を受けるものに対してその使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(委託に伴う処置)

第10条 この法人は、業務の必要上個人情報の取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合はその取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう守秘義務契約等を締結し、委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(開示)

第11条 本人から、当該本人が識別される個人情報の開示（当該本人が識別される個人情報が存在しないときに その旨を知らせることを含む。）を求められたときは、法令等に定める場合を除くほか遅滞なく当該個人情報を開示するものとする。

- 2 前項の規定に基づき求められた個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。

(訂正)

第12条 本人から、当該本人が識別される個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき当該個人情報の内容の訂正等を行うものとする。

(苦情の処理)

第13条 この法人は個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 理事会は前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(委任)

第15条 この規則を実施するための事項及びこの規則に定めのない事項は、会長が定める。

附則

- 1 この規則は、平成24年5月8日より施行する。(平成24年5月7日理事会決議)
- 2 この規則は施行日以後に収集した個人情報について適用するものとし、施行日前に収集した個人情報については、開示申出及び訂正申出等に対応できるよう編集整理されたものから順次適用するものとする。

<参考>

● 第6条関係：保護法では利用制限がかからない項目として

- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- を規定しています。

● 第8条関係：保護法では通知・公表義務がない項目として

- 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- を規定しています。

● 第9条関係：保護法では提供の制限がかからない項目として

- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- を規定しています。

● 第11条関係：保護法では開示義務のない項目として

- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- を規定しています。